

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	高年齢雇用継続給付金申請の簡素化・電子化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>定年後再雇用の増加により、雇用継続給付金の事務作業は増えている。高年齢雇用継続給付金をハローワークに申請する際、その申請は全て手書きでおこなっているのが現状である。また、現在は、申請する被保険者全員の電子署名が必要とされており、電子証明書の取得費用がかかるとともに手続きが煩雑である。このため、電子申請制度があるにもかかわらず利用されていない。異動届と同様にリスト（電子ファイル）による電子申請が認められれば、大幅に企業の事務負担が軽減される。</p> <p><高年齢雇用継続給付について> http://www.hellowork.go.jp/html/info_1_h3d.html</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>雇用保険法 第六節 雇用継続給付 第一款 高年齢雇用継続給付 （第六十一条―第六十一条の三）</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>高年齢雇用継続給付金の申請はリスト（電子ファイル）にて提出できるよう、電子申請手続を簡素化し、利用を促進すべきである。給付金の申請を簡素化しすぎると不正受給等が心配されるのであれば、まずは上場企業など一定の信用がある企業を対象に簡素化を図るべきである。</p>